

## 経営管理権集積計画（R4第24号）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、  
経営管理権集積計画を定める。

令和5年4月1日

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	R4 第24号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										経営管理権の 始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	南部町木郷字新地	9504	40	9504	山林	0.24	スギ	70	公告の あった 日から	2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、南部町森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・スギヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置  伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。  また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。  経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															



# R4第24号 位置図

